

## 占出山町だより



2011年7月号

7月7日は七夕さま、でも、京都の夏は、祇園祭一色で、七夕さまには申し訳なく思います。今年は、被災地の復興を、七夕さまにも、各山鉾のご祭神にもお願いしたく思います。今回は、働き方のお話です

### 7月号目次

☆ 短時間と短期間

☆ 人材

### ☆ 短時間と短期間

「日本年金機構からのお知らせ」というちらしを読んでいるとき、「短時間正社員」と「短時間勤務者」（パート等）と「短期間勤務者」（アルバイト等）の社会保険適用基準の記事に目が留まりました。

#### ●短時間正社員とは？

「短時間正社員」とは、4年ほど前から厚生労働省がライフスタイルに合わせた働き方として提案しているものです。短時間正社員とは、フルタイム正社員と比べて「所定労働時間」が短い正社員のことをいいます。

ワークライフバランス(仕事と生活のバランス)の一つの手段として制度導入を奨励しています。

#### ●一般的な社会保険の加入基準

社会保険に加入義務のある会社で働く時、短時間勤務者、短期間勤務者方々の加入基準は、1日または1週間の「所定労働時間数」および1ヶ月「所定労働日数」のいずれも正社員のおおむね3/4以上であり、雇用期間が継続して2箇月を超える方となります。

#### ●短時間正社員の加入条件

では、短時間正社員の方の加入条件はどうなるか。

フルタイム正社員と比べて、労働時間が短くなるわけですから、3/4を下回る可能性はあります。そこで、年金機構は短時間正社員を加入させる条件として次の全てに該当すれば、勤務時間が基準より少なくても被保険者の手続きを取るように指示しています。

1. 期間の定めのない労働契約を締結している者。
2. 時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の制度があれば算定方法等が、同一事業所に

雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者。

3. 短時間正社員に係わる、労働契約、就業規則及び給与規程等において、上記1,2の内容を踏まえた規程が明確になされていること。

#### ●西尾はこう考えます

仕事を継続していくことが困難な場面に遭遇することがあります。

会社の倒産等自分ではどうしようもない場合もありますが、出産、育児、介護等で辞めざるを得ない場合でも、今の働き方を少し変えることにより継続して働くことが出来る場合もあります。

この短時間正社員制度は、労働力人口が減少していくなか、熟練した社員の定着、人材の有効活用など企業にとっても「人材」を確保するための新たな「雇用形態」として検討されてもよいのではと思います。

#### ☆ 短時間と短期間

会社員時代、管理職研修を受けたことがあります。1泊2日のスケジュールで人事コンサルタントの方の講習や、グループ討議、RPG等受けました。細かい内容までは忘れましたが、印象に残っている言葉が、「企業にとって社員は『人材』ではない、『人財』である」でした。

企業にとり社員は材料ではなく、財産である。との趣旨です。

随分、前のことですが「派遣切り」が問題になったとき、ふとこの言葉を思い出しました。

短時間正社員制度もこの考え方の一つが具現化したものと思います。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。  
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

#### 特定社会保険労務士&年金コンサルタント

## 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586      メール [nishio@nishio-sr.com](mailto:nishio@nishio-sr.com)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間      午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

#### 西尾 雅枝

